

和東町景観計画

《目次》

第1章 和東町の現況

1. 和東町の現況
2. 和東町における景観特性

第2章 景観計画の基本的事項

1. 基本目的
2. 基本理念
3. 基本方針

第3章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域
2. 景観計画区域の区分と重点地区の指定方針

第4章 良好な景観形成に関する方針

1. 良好な景観形成の為の基本的事項
2. 既存計画との調和

第5章 行為の規制等に関する事項

1. 行為の制限に関する基本方針
2. 行為の制限
3. 届出行為の規模
4. 届出の手續

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物の指定方針
2. 景観重要樹木の指定方針

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の整備に関する基本方針

第8章 屋外広告物の設置に関する方針

1. 屋外広告物の設置に関する方針

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

第1章 和東町の現況

1. 和東町の現況

和東町は、東西に貫く和東川により形成された谷地形や沖積盆地と、それを取りまく急峻な山地からなる農山村です。奈良時代より平城京と紫香楽宮とを結ぶ重要な交通路とされ、町内には聖武天皇の皇子である安積親王陵墓などの古墳群や、弥勒磨崖仏や金胎寺をはじめとする鎌倉時代の石造物や寺院、神社など、歴史を物語る多くの文化財が存在します。

また、茶業は鎌倉時代の初頭に鷲峰山山麓に茶が植栽されたのが始まりとされ、織豊時代には、販売を目的として原山に茶園が拓かれたと言い伝えられています。江戸時代末期からの日本茶の輸出奨励や明治維新以降の殖産興業政策の中で増産が行われ、他産地に先んじて機械化にも取り組み、戦後になって、質量ともに京都府随一の煎茶産地として発展してきました。

一方で、我が国の中山間地域の自治体がそうであるように、人口の減少と高齢化が進んでおり、1970年代には6千人台だった人口が2010年には4千人台にまで減少しています。人口の減少に相応して茶業の担い手は減少し、茶園の荒廃が散見されるようになってきました。

しかしながら、耕作が放棄される優良な茶園は、基幹となる茶業者に集積されて、規模拡大による経営改善が図られるとともに、リーフ茶の価格低下の中で需要の高いはさみてん茶の増産もあり、茶の生産力は維持されています。

近年は、都市農村交流が盛んとなり、毎年11月に開催される茶をメインテーマとした「茶源郷まつり」には、町内外から7千人を超えるほどの来客が訪れ、和東町のお茶だけでなく、茶園景観のすばらしさが高い評価を得ていることがうかがえます。茶に関する発信も積極的に行われ、日常的にも茶園の景観や文化遺産を求めて町外から多くの観光客が訪れています。住民との交流も盛んとなり、和東町の住みごちの良さに惹かれる人や茶業への関わりを求める人が移住をしたり、それを地域がサポートするなどの事例が増えてくるなど、茶園景観を活用した地域づくりの萌芽が形成されつつあります。

2. 和東町における景観特性

和東町の自然地形は、東端の湯船を起点とし木津川に合流する和東川を軸とし、主として和東川の流れによって作られた沖積土壌からなる狭小な平坦地と、鷲峰山や湯谷山などの山並みの山麓から頂に至る急峻な山間傾斜地から構成されています。

平坦地には水田が、傾斜地には茶園が分布し、平坦地と傾斜地の境目である傾斜変換点を中心に集落や里山が展開されてきました。平坦地の土地利用は、食料を確保するため水稻が優先的に作付けされ、できる限り居宅や人工構造物の建設が制限されてきました。傾斜地では、商業的生産を目指して、柑橘や桑、茶、薪などが複合して生産されてきましたが、明治期には輸出需要の拡大により茶の生産に特化していきました。茶園の園相や傾斜、集落との位置関係などは多様であり、集落周辺の茶園や山麓から山頂にいたる山なり茶園は、開墾手法や収穫方法、農道整備など技術の進展や生産者の創意工夫により変遷を遂げてきました。

現在、原山・釜塚・白栖・石寺・撰原の各地区は集落と茶園の織りなす良好な文化的景観がみられ、京都府の文化的景観に選定されています。また、湯船地区は伝統的民家に加え茶工場が残り、宇治茶の生産集落としての景観的特徴をよく残しています。こうした町全体が織りなす良質な景観が評価され、2008年には「宇治茶の郷 和東の茶畑」が京都府景観資産登録地区の第1号に認定、2013年には「日本で最も美しい村連合」への加盟が認定されています。また、2015年には、和東町

を含む山城地域一帯で育まれてきた宇治茶の歴史や文化が「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産の第1号に認定されたところです。

第2章 景観計画の基本的事項

1. 基本目的

和束町は東西を貫いて流れる和束川に沿って、鷲峰山をはじめとした険しい山並みが連なり、豊かな自然をはじめ、歴史的な地域資源を有し、山あいには茶園や集落が広がっており良好な景観を形成しています。しかし、中山間地に位置する自治体として少子高齢化が進み、生業の維持が困難になってきており、良好な景観を形成する要素が失われつつあります。

本計画では、鎌倉時代から現代まで続く茶業の歴史や文化に培われた人々の営みにより形成されてきた景観の保全・育成を図っていくことにより、それらの資源を次世代に引き継ぐとともに、住民が誇りを持てるまちづくりを進めることを目的とします。

2. 基本理念

和束町にとって茶業は基幹産業であり、茶園を保全していくことは茶業の発展や継承を支えていく上で極めて重要なことです。あわせて、茶園を含めた、茶工場や居宅が一体となった集落の景観は、生産技術の変遷や人の営みを物語っており、茶業の生業景観として後世に継承すべき貴重な景観です。

これまでの文化財は、過去の人間の技である建造物や庭等を現代的に評価をして文化財として指定・登録していますが、景観はこういうものと違って常に土地に働きかけ続けないと保全・育成することはできません。景観を評価して保全・育成することは、その景観が形成された背景にある人知れない営為を取り上げて継承することでもあります。

私たちは、和束町の発展の礎のひとつとして、和束町の自然の資源と史跡や歴史的建造物などの歴史的資源に加えて、茶業の生業景観を「和束町らしい景観」ととらえ、住民が誇りを持てるものとして保全・育成を進めていきます。

3. 基本方針

(1) 茶業の生業景観を守り継ぎます

茶業の生業景観は和束町の持つ特に重要な景観特性です。茶園、生業、生産技術の変遷を背景に地域ごとに多様な展開をみせる茶業の生業景観を保全し、育成を図ります。

(2) 和束町らしい自然や歴史、文化を景観づくりに生かします

和束町のこれまでに育まれてきた文化の多くは自然とのかかわりによるものが大きいと言えます。現在の和束町をつくりあげてきた、鷲峰山をはじめとした山々や和束川など豊かな自然と、安積親王陵墓や正法寺、金胎寺をはじめとする、住民が守り続けてきた歴史・文化的景観の維持・継承を行い、和束町らしさを生かした景観づくりを行っていきます。

(3) 人々の暮らしを尊重した景観づくりを進めます

景観づくりを進める上では、景観の保全・育成のために規制を行う必要があります。この規制を行う際には、住民の生活や生業を尊重し、過度な負担が生じることとならないよう配慮します。

(4)必要に応じて計画の見直しを行います

今後、これまでに示した景観計画の理念や基本方針を守りながら計画の見直しを行い、必要に応じて手直しをしていきます。

第3章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

和東町の景観は、河川やそれに沿った沖積盆地、急峻な山々といった自然が拡がる中に、茶園や茶工場、農道、居宅など人々の暮らしが営まれ、様々な要素が重なり合って形成されています。したがって、地域全体にわたって取り組みが進み発展していくようにするため、和東町の全域を景観計画区域とします。

2. 景観計画区域の区分と重点地区の指定方針

景観計画区域を、重点地区と一般地区に区分します。景観計画区域内で、生業景観および地域特有の自然・文化・歴史によって形成された重要な景観として、重点的に景観を保全・育成する地域を、重点地区として指定します。重点地区は、景観保全・育成の方針の段階別に、第一種重点地区と第二種重点地区に区分します。なお、重点地区については、景観保全・育成に対する各地域の主体的な意欲をサポートできるよう、今後必要に応じて段階的に指定や拡大を検討していきます。

(1) 重点地区

①重点第一種地区

和東町特有の景観特性を有し、以下のものに該当する地域を指定対象とします。建築物・工作物を中心とした集落景観の保全・育成を積極的に行うものとします。

- ・茶園と伝統的民家・工場などの生業を支える建築物・工作物がまとまりを持って存在する地域

②重点第二種地区

和東町特有の景観特性を有し、以下のものに該当する地域を指定対象とします。茶業の生業景観の保全・育成を積極的に行うものとします。

- ・茶園を中心とする生業の景観が優れ、特に保全・育成を進める地域

(2) 一般地区

重点地区以外の全ての地域を一般地区とします。

第4章 良好な景観形成に関する方針

1. 良好な景観形成に関する方針

景観は、その土地の産業や自然・文化・歴史と住民の生活が一体化して存在するものであり、住民の土地への働きかけの経過を物語るものです。和東町の景観は、地域の自然資源と茶業をはじめとする生業が一体となって形成されてきた過程があり、それが現在の良好な景観の原点とも言えます。日常的に目にするなにげない景観が、先人による営為の結果であり、その継承を行うことが極めて大切であると考えています。今後、各地域がそれぞれ持っている特性に根ざしながら、地域住民との協働によって、人々の暮らしや生業と自然との調和に配慮し人々が地域に誇りを持てる景観まちづくりを進めていく事

を基本方針とします。

2. 既存計画との調和

「和東町総合計画」等の国、府、町が策定している既存計画に留意し、調和が保たれるように進めるものとします。

第5章 行為の規制等に関する事項

1. 行為の制限に関する基本方針

行為の制限については、現段階では緩やかな景観形成を進め、今後の景観づくりの活動の中で、地域ごとの必要性に応じて個別の地区を定め、より具体的な景観形成を定めていく「段階的な運用」により規制誘導を行ないます。

2. 行為の制限

(1) 対象地域

一般地区は町全域とし、重点地区については今後必要に応じて段階的に指定していきます。

(2) 行為の制限

種類		基準		
		重点第一種地区	重点第二種地区	一般地区
建築物	形態・意匠	・勾配屋根とし、適度な軒の出を基本とすること。	—	—
	素材	・周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。		—
建築物・工作物	形態・意匠	・周辺景観と調和し、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とすること。 ・山なみや生業景観の稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるよう努めること。 ・大規模な建築物の外壁は、形態や色彩の工夫により、圧迫感を感じさせないように配慮すること。		
	位置・高さ	・10mを超えないこと。 ・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。	・15mを超えないこと。 ・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。	・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。
	色彩	・周辺景観と調和した落ち着きのある色彩・素材とすること。 ・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。		
	屋外照明	・過剰な光量とならないよう配慮すること。		—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他		・できる限り、主要な視点場及び景観重要公	・できる限り、主要な視点場から見えないよ	—

の物件の堆積（堆積期間が30日を超えるもの）	共施設からの展望地から見えないように配慮すること。 ・物件を積み上げる場合は、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努めること。	うに配慮すること。 ・物件を積み上げる場合は、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努めること。	
土地の区画形質の変更	・造成等に関わる切土・盛土の量はできるだけ少なくするよう努めること。（農業目的の場合を除く）		—
木竹の植栽又は伐採	・伐採はできる限り最小限にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。		—

3. 届出行為の規模

行為	届出の対象規模		
	重点第一種地区	重点第二種地区	一般地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築面積が10㎡を超える建築物	高さ10m以上、または建築面積250㎡以上の建築物	高さ15m以上、または建築面積500㎡以上の建築物
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが2m以上の工作物	高さが10m以上の工作物	高さが15m以上の工作物
開発行為（土地の区画形質の変更）	300㎡以上の開発行為		1000㎡以上の開発行為
木竹の植栽又は伐採	50㎡以上の伐採	100㎡以上の伐採	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（※堆積する期間が30日を超えるもの）	堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの又は高さが1.5mを超えるもの（但し、道路その他の公共の場所から見えるものに限る）		—

4. 届出の手續

和束町景観計画では、町全域を景観計画区域としています。景観計画区域内で、一定規模以上の建築物の建築等を行う場合は、あらかじめ景観法に基づき届出を行い、和束町が定めた景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物の指定方針

景観上重要と認められる建造物（建築物・工作物）は、地域住民に親しまれ景観共有財産となりうるものであることから、次に該当するもののうち、公共の場所から容易に望見することができる建造物については、所有者その他の関係者の合意を得て、景観重要建造物に指定します。

- (1) 地域の良好な景観を特徴づける建造物
- (2) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- (3) 地域の良好な景観を先導し、又は継承し特徴付けている建造物
- (4) 地域住民に親しまれている建造物

2. 景観重要樹木の指定方針

景観上重要と認められる樹木は、地域住民に親しまれ景観共有財産となりうるものであることから、次に該当するもののうち、公共の場所から容易に望見することができる樹木については、所有者その他の関係者の合意を得て、景観重要樹木に指定します。

- (1) 地域の良好な景観を特徴づける樹木
- (2) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- (3) 地域の良好な景観を先導し、又は継承し特徴付けている樹木
- (4) 地域住民に景観の象徴として親しまれている樹木

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の指定方針

町内の公共施設の整備に関しては、周囲の景観との調和に配慮して進めていきます。

平成27年に実施した景観計画に関する住民への意識調査では、和束川や京都府道5号木津信楽線沿いの景観整備の必要性が数多く指摘されています。こういった周囲の景観に大きな影響を及ぼすと考えられる公共施設については、必要に応じて景観重要公共施設に指定し、京都府等関係機関と連携を図りながら景観に配慮した整備に関する事項について定めていきます。

第8章 屋外広告物の設置に関する方針

1. 屋外広告物の設置に関する方針

前述の住民への意識調査では、屋外広告物についても多くの指摘がみられました。屋外広告物は、景観への影響が大きいことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置については、茶園や集落等のまとまりを持った景観、和束川や周囲の山々等の自然環境との調和を原則として、広告物の形状、色彩、面積等について適切な規制、誘導を図ることとします。

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

前述の住民への意識調査では、農地の転用や維持に関する規制の必要性が多く指摘されています。良好な営農環境を確保しつつ、地域の特性に応じた良好な景観の保全・育成を図るため、景観農業振興整備計画については、地域ごとの必要に応じて策定を行います。

■用語の定義案

①「段階的運用」とは…今後必要に応じて、重点地区の指定拡大や、行為の制限等の内容の見直しを行うこととし、これを「段階的運用」と表現する。

②「建築物」…建築基準法第2条第1項に規定する建築物

③「工作物」…以下に記載するもの

- ・ 鉄塔
- ・ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・ 装飾塔，物見塔その他これらに類するもの
- ・ 高架水槽，サイロその他これらに類するもの
- ・ 擁壁，垣その他これらに類するもの
- ・ 物の製造，貯蔵又は処理の用に供する施設
- ・ 自動車車庫の用途に供するもの
- ・ 太陽光発電装置（※1）

※1

・ 太陽光発電装置のうち、照明柱等の小規模な工作物と一体となった小型のものについては、手続は不要です。

・ 建築物に設置する太陽光発電装置は、建築設備（建築物）として扱います。